



# 特別自治市構想について ～住民目線から見た制度概要～

令和4年5月6日  
神奈川県

# 特別自治市構想とは

指定都市が、**県から独立**するということ

## <事務>

指定都市事務に加え、  
市域内の**道府県事務**※まで処理する

( ※包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務は担わない)

## <税財政制度>

道府県税を含め、  
市域内の**地方税の全て**を賦課徴収する

# 構想の法制度化を目指すとしている理由

## ① 道府県と指定都市間の「二重行政」

- ・ 事務・権限が分かれていることにより、窓口が分散し、事務処理に時間がかかるなど**非効率**
- ・ 手続面等で住民にとって**過重の負担**

## ② 大都市特例事務に関する 「税制上の不十分な措置」

これらに対する <県の基本的な考え方> は...

# ① 「二重行政」

## ＜県の基本的な考え方＞

- ・ 法令に基づく **役割分担** や **住民ニーズ** に基づくもので、**二重行政の指摘は当たらない**（図書館、公営住宅等）
- ・ 指定都市から **課題が指摘** されれば、**個別に権限移譲** とそれに伴う **財源措置** を図っている（パスポートの発給事務等）

## ＜現行の権限移譲に係る協議の仕組み＞

○ トップ同士の  
**「指定都市都道府県調整会議」**

○ 事務レベルでも、  
**「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」**



横浜市及び川崎市との「指定都市都道府県調整会議」  
(令和2年11月)

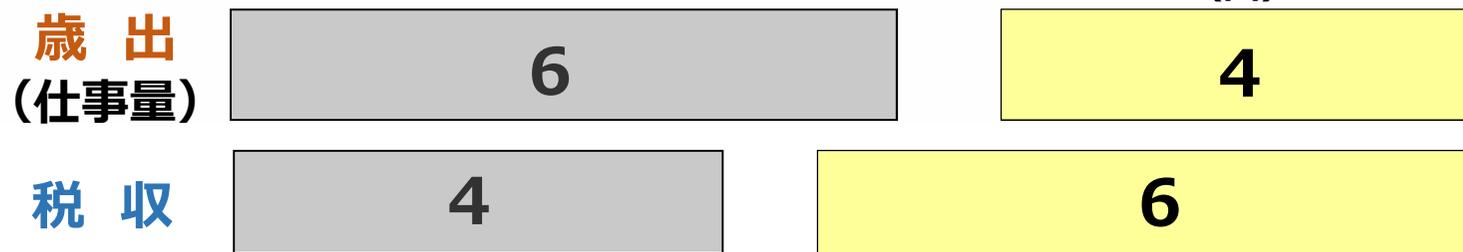
## ② 「税制上の不十分な措置」

特別自治市構想は、  
市域内の県税分も特別自治市が一元的に賦課徴収  
⇒ 県は大幅な税收減

### <県の基本的な考え方>

指定都市特有の財政需要は、  
地方間の財源の奪い合いではなく、  
本来の仕事量に応じた税源を、共に国に求めるべき

国と地方の税源配分は… 地方の仕事量に見合っていない。



財政問題は指定都市だけでなく  
地方全体の構造的な問題

# 特別自治市構想の問題点

- ① **県の総合調整機能への支障**  
広域行政事務の分断
- ② **財政面からの影響**  
県民・市民への大きな費用負担
- ③ **住民代表機能への影響**

# 特別自治市構想の問題点①

## ① 県の総合調整機能への支障

**県は、指定都市内外を問わず総合調整機能を発揮**  
⇒ **スケールメリットを活かした取組や市町村のバックアップを展開**

例えば、コロナ禍における医療提供体制「神奈川モデル」では、

### 【広域的な総合調整機能】

**指定都市から市域外への入院・搬送調整などを県が実施**

【参考】県による入院・搬送調整等の実績

指定都市	件数 (R2.4~R4.3)
横浜市分	3,838
川崎市分	1,315
相模原市分	339
計	5,492

特別自治市が実現した場合...

⇒ **県と特別自治市に区域が分割され、広域的な入院・搬送等に支障が生じる**

# 特別自治市構想の問題点①

## 広域行政事務の分断

警察事務では広域犯罪への対応に懸念

その他、災害対応や新興感染症対策等にも影響

### 【警察事務】

- ・ 県内で完結していた多くの事件が県境を超えた広域事案になる
- ・ 指定都市側「都道府県と警察本部の共同設置が考えられる」  
(⇒警察を分割するデメリットを軽減する次善の策にすぎない)



特別自治市が実現した場合...

県が包括する市町村に関する連絡調整や、  
市町村同士の利害調整、補完事務など

広域自治体が果たしてきた機能が失われる

⇒ 指定都市域を含む住民サービスが低下

# 特別自治市構想の問題点②

## ② 財政面からの影響

### <県税の性質>

県税収入は、県が広域自治体として県内全域における幅広い行政サービスを提供するために活用するもの  
⇒使用料や手数料のように、個々の行政サービスの直接の対価として支払うものではない。

### <県税と歳出の比較>



## 特別自治市構想の問題点②

特別自治市が実現した場合...

指定都市域の**税源が全て移譲**されれば、**大幅な県税の減少**



税源移譲に伴う県税の減少分は、全額が地方交付税により財源保障されるわけではなく、県独自の行政サービスの財源として  
いる「留保財源」が大幅に減少

〈県の留保財源〉 令和元年度2,408億円

横浜市移行による影響

△ 960億円

3 指定都市移行による影響

△ 1,500億円

と見込まれる

その結果、

**指定都市以外の地域では行政サービスの水準が低下**  
(各種医療費助成、警察官増員分、私立学校経常費補助 等)

## 特別自治市構想の問題点②

### 県民・市民への大きな費用負担

- ・ 現在、指定都市域内にある県有施設は**717施設**  
(財産価格は約 1兆465億円)

例えば、

県庁舎や警察本部庁舎は横浜市から  
移転が必要になる…

費用負担の考え方は示されていない

特別自治市が実現した場合…

**特別自治市区域外への移転や移管（県⇒市）必要**

⇒ **新たな用地取得や移転費用**等の発生  
(指定都市域を含む住民に費用負担)

## 特別自治市構想の問題点③

### ③ 住民代表機能への影響

- ・ 特別自治市は、  
道府県と指定都市の権限と税財源を併せ持つ  
巨大な「一層制」の地方自治体

例えば、  
東京都でも特別区との2層制…

! 公選の区長等が  
必要と  
指摘されている

特別自治市が実現した場合…

1人の市長と市議会のみで地方自治を担う  
⇒ 住民意思を的確に反映できるか疑問

## (参考) 第30次地方制度調査会の指摘

総理大臣の諮問機関である地制調からの指摘 (H25.6月)

### ① 全ての県、市町村の事務を処理することによる影響

☞ 県の総合調整機能への支障 (スライド6、7)

### ② 全ての県税、市町村税を賦課徴収することによる影響

☞ 財政面からの影響 (スライド8、9、10)

### ③ 何らかの住民代表機能を持つ区の必要性

☞ 住民代表機能への影響 (スライド11)

## 二層制には、こんなメリットも

### < 具体的な事例 >

- ・ **横浜市**

ベトナムとの友好 ... ベトナム企業 **12社を県内に誘致**  
**12社中10社横浜市(1社は川崎市)**

- ・ **川崎市**

京浜臨海ライフ... **殿町企業誘致70社中、県が26社を誘致**  
イノベ総合特区 **多摩川スカイブリッジ**橋りょう部分  
について **県が1/3相当を負担**

- ・ **相模原市**

さがみロボット産業特区 ... **市内に県は53社を誘致**  
**うちロボット関連11社を誘致**

**県と指定都市が、  
相互に協力・補完することでより大きな成果に！**

# 特別自治市構想の法制度化について

- 仮に実現した場合、
  - ・ 県の総合調整機能が失われ、  
**指定都市域を含む住民サービスが低下**
  - ・ 県独自の行政サービスの財源である  
留保財源が大幅に減少し、  
**指定都市以外の地域で行政サービス水準が低下**
  - ・ 県有施設の移転や移管のため、  
**新たな用地取得や移転費用等（指定都市域を含む住民に費用負担）が発生**

**住民目線**から見て法制度化することは妥当でない

県と指定都市は、現行制度下で  
より一層の協調連携の取組を推進すべき